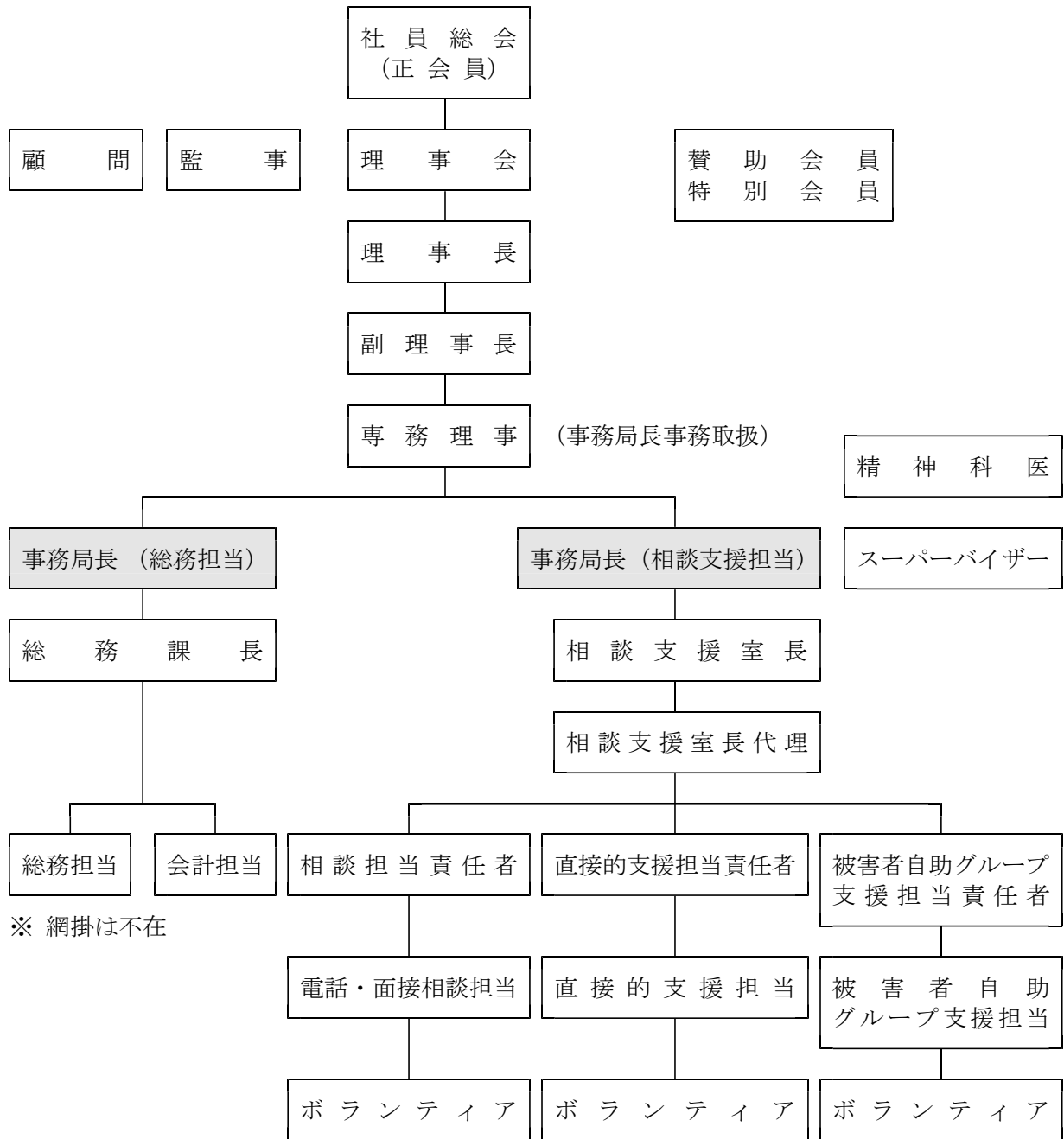


資 料	被 害 者 支 援 都 民 セ ン タ ー 概 要	平成 27 年 1 2 月 1 6 日
センター沿革	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 12 年 4 月～設立（社団法人）</li> <li>2 平成 14 年 5 月～「犯罪被害者等早期援助団体」指定（東京都公安委員会）</li> <li>3 平成 20 年 4 月～「総合相談窓口」設置（東京都との協働事業）</li> <li>4 平成 22 年 8 月～「公益社団法人」認定（東京都知事）</li> </ol>	
体 制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 理事 18 名～理事長・副理事長・理事（専務理事のみ常勤）</li> <li>2 監事 2 名</li> <li>3 顧問 8 名</li> <li>4 職員 17 名～常勤 2 名、非常勤 15 名（総務課・相談支援室）</li> <li>5 ボランティア 22 名（うちセンター研修 8 名）</li> </ol>	
業 務 内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電話・面接相談</li> <li>2 臨床心理士によるカウンセリング</li> <li>3 直接的支援（裁判所・検察庁・病院等への付添い等）</li> <li>4 犯罪被害者等給付金の申請補助</li> <li>5 自助グループへの支援</li> <li>6 被害者支援活動に関する広報・啓発</li> <li>7 相談員・被害者支援ボランティアの養成・研修</li> </ol>	
預保納付金事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 団体運営の自立に向けた仕組みづくり <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ファンドレイジング担当採用（1 名）</li> <li>(2) 会員管理システムカスタマイズ</li> <li>(3) スマートフォン用ホームページ構築</li> </ol> </li> <li>2 犯罪被害者支援のための施設整備 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談室の増設（1 室）、改修（2 室）</li> <li>(2) 事務所床面等改修</li> </ol> </li> <li>3 犯罪被害者へ直接的支援を実施するための人材育成等 直接的支援実地研修（年 10 回）～全国の犯罪被害相談員等</li> </ol>	
人材育成業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外部研修 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被害者支援セミナー（毎年 2 日間） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般公募による受講者約 30 名</li> </ul> </li> <li>(2) ステップアップ研修（18 ヶ月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ セミナー受講者（20 名）</li> </ul> </li> <li>(3) センターでの研修（週 1 日） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア（8 名）</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2 内部研修 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 精神科医、弁護士、大学教授等（月 1 回）</li> <li>(2) 精神科医、弁護士：事例検討（週 1 回）</li> </ol> </li> </ol>	
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運営形態 会費・寄附・助成金（日本財団）、負担金・補助金（東京都）</li> <li>2 研修受入 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 東京地方検察庁検察官・検察事務官</li> <li>(2) 区市町村相談担当職員</li> </ol> </li> </ol>	



※ 網掛は不在

◎ 組織の機関等

- ・最高意思決定機関 ----- 社員総会（正会員）
- ・執行機関 ----- 理事会（理事）
- ・監査機関 ----- 監事
- ・代表機関 ----- 理事長、副理事長、専務理事
- ・諮問機関 ----- 顧問（学識経験者、有識者の中から委嘱）
- ・特別機関 ----- 本センターに功労があったと認められる会員
- ・賛助機関 ----- 財政的な支援を行う会員

資 料	<b>被害者支援都民センター活動結果</b> (平成26年度)	平成27年12月16日
-----	------------------------------------	-------------

1 電話相談等（手紙・FAX・ホームページによる相談を含む）

◎ 被害者別電話相談回数

年	相談者数	相談回数	内 訳											
			殺人	強姦	強盗	他の性被害	暴行傷害等	虐待	DV	ストーカー	交通事故	財産的被害	その他の被害	その他
H26	1,147	3,570	414	850	461	79	322	7	19	184	637	126	221	250
H25	1,177	3,934	531	808	543	175	310	7	33	49	908	139	189	242
増減	-30	-364	-117	42	-82	-96	12	0	-14	135	-271	-13	32	8

- 相談者数は、前年比-2.6%であった。
- 相談回数は、前年比-9.3%であった。  
(身体犯-120回(-4.9%)、身体犯以外-244回(-16.5%))
- 1日平均の電話相談回数は、約14.6回(前年比約-1.5回)、1人あたりの相談回数は、約3.1回(前年比-0.3回)であった。

◎ 電話相談処理状況

年	相談者数	相談回数	内 訳					
			助 言	面接への移行	警察署・弁護士会等紹介			
H26	1,147	3,570	3,338	93.5%	53	1.5%	179	5.0%
H25	1,177	3,934	3,705	94.2%	62	1.6%	167	4.2%
増減	-30	-364	-367		-9		12	

- 相談処理は、その大勢が助言である。

2 面接相談

年	面接者数			面接回数	内 訳											
	計	新規	繰越		殺人	強姦	強盗	他の性被害	暴行傷害等	虐待	DV	ストーカー	交通事故	その他の被害	その他	
H26	184	100	84	1311	153	370	230	9	68	0	0	3	374	99	5	
H25	189	126	63	1372	192	409	266	41	51	0	0	1	349	60	3	
増減	-5	-26	21	-61	-39	-39	-36	-32	17	0	0	2	25	39	2	

- 面接者数は、前年比-2.7%であった。
- 面接回数は、前年比-4.5%であった。交通事故が374回(全体の28.5%)で最も多く、次いでが強姦370回(全体の28.2%)という結果であった。
- 面接者1人あたりの面接回数は、7.1回(前年比-0.2回)であった。

3 直接的支援

◎ 被害種別

年	被害者数			支援回数	内 訳											
	計	新規	繰越		殺人	強姦	強盗	他の性被害	暴行傷害等	虐待	DV	ストーカー	交通事故	その他の被害	その他	
H26	119	65	54	500	181	67	61	0	49	0	0	1	110	31	0	
H25	81	58	23	406	124	85	44	10	30	0	0	0	101	12	0	
増減	38	7	31	94	57	-18	17	-10	19	0	0	1	9	19	0	

- 被害者数は、前年比+46.9%であった。
- 支援回数は、前年比+23.2%であった。殺人が181回(全体の36.2%)で最も多く、次いでが交通事故110回(全体の22.0%)という結果であった。

◎ 支援別回数

年	被害者数	支援回数	内 訳				
			自宅訪問	裁判所付添	検察庁付添	警察署付添	その他
H26	119	500	2	147	117	7	227
H25	81	406	10	66	55	17	258
増減	38	94	-8	81	62	-10	-31

- 「その他」は、病院、関係機関(各市区町村等行政機関、弁護士事務所等)への付き添い、連絡調整等である。
- 1日当たりの支援回数は、約2.0回(前年比+0.3回)であった。
- 被害者1人あたりの支援回数は、約4.2回(前年比-0.8回)であった。